

大阪と東京の規制等の比較

項目名	比較のポイント	規制の根拠	大阪の事例	東京の事例
1 デジタルサイネージ (サイズ)	・屋外広告物の面積 (東京 100 m ² 、大阪 50 m ²)	屋外広告物条例、 建築美観誘導制度 景観形成特別地区 等	・道路に面した大型ビジョン (千日前交差点前(13 m ²)、阿倍野(20 m ²) 【規制内容】 ・建築美観誘導路線(御堂筋、堺筋、土佐堀通)で は、点滅又は動く広告物は原則設置不可。 ・外壁面積の 1/10 かつ 50 m ² 以内の制限有。(誘 導基準があり、建築前に事前協議要。) 【今後の動き】 ⇒市都市景観委員会において、同路線のデジタルサイ ネージ等のあり方を現在検討中	・道路に面した大型ビジョン (新宿駅(96 m ²)、渋谷駅(94 m ²)等) 【規制内容】 ・建築物壁面への広告は、商業地域内は 100 m ² 以 下、それ以外は 50 m ² 以下の制限 ・住居専用地域や景観形成特別地区(新宿御苑、 墨田区・品川区の一部)等禁止区域有
2 高速道路下の照 明・広告	高速道路高架下の 営利目的の広告は 原則不可 公共性のある照明・ 広告の設置は可能	道路法、道路交通 法、屋外広告物条 例、日本高速道路 保有・債務返済機 構の広告許可基準	・阪神高速道路下の照明(中之島) 【規制内容】 ・日本高速道路保有・債務返済機構の広告許可基 準では、①公共性②公益性③安全性④無余地性が あるものに限り、広告設置を認めており、営利目的は 不可とされている。 ・また道路管理者の維持管理に支障が生じる長期は 不可とされている。	首都高速道路下の広告・照明 ・オリンピック関係の広告として日本橋に広告設置 ・六本木などで高速道路下に LED 照明設置 【規制内容】 ・許可基準等は大阪と同じ(全国一律)
3 板塀の絵	東京の都心部では、 工事塀に絵を描く事 例が多数存在	・道路法 (道路占用許可) ・道路交通法 (道路使用許可) ・屋外広告物条例、 同規則	あべのハルカス工事塀など 【規制内容】 ・交通等の支障がない場合は、道路占用・道路使用 許可による板塀設置は可能。板塀に絵・イラストを描く ことは原則可能。ただし、商品等の宣伝広告は認めら れない。 ・作業用構造物(足場等)設置の場合は許可要	表参道ヒルズ(渋谷区)の仮囲い (グリーングリーンスクリーン) 【規制内容等】 ・法的には大阪と同じ 【その他】 ・渋谷区では、景観形成特定地区(表参道、代官 山、新宿御苑、渋谷駅)を定め、建築物等の建設行 為(色彩をグリーン、白等に限定等)を制限。

4 歩行者天国	歩行者天国が大阪にはほとんどない	道路交通法（歩行者用道路の車両規制実施基準）	中之島一帯（日曜、祝日(10～16時)） ※年1回のイベント等は事例あり	・秋葉原地区(日曜)、 ・銀座地区(土曜、日曜、休日)、 ・新宿地区（日曜、休日）
5 公道上のイベント	公道上のイベントが大阪ではほとんどない	同上	御堂筋 KAPPO など ※水都大阪イベントの一環で中央公会堂で路上ライブ開催 (道路での客席設置は全国初。府警と調整)	原宿表参道元気祭・ス・パ・よさこいなど 表参道、NHK前の路上でイベント開催 (H25.8.24,25、約80万人(H24)参加)
6 空中権売買	大阪では空中権売買の事例がない	都市計画法に基づく「特例容積率適用地区制度（H14に地区指定）」 建築基準法に基づく一団地の総合設計制度（S59）など・	ANA クラウンラザ大阪(旧大阪全日空ビル) (開発者：大阪建物、クラブ関西) ・根拠：建築基準法に基づく一団地の総合設計制度（S59） ・概要：本地区の基準容積は600%だが、隣接する「クラブ関西」の未利用容積を購入。 (対価：12.6億円(9500円/㎡)) ※梅田、なんば、天王寺等は、都市再生特別地区として認められた容積率内で計画されており、現時点では大阪は東京駅再開発のようなニーズがないと思われる	東京駅・丸の内パークビル等 (開発者：JR東日本) ・根拠：都市計画法に基づく「特例容積率適用地区制度（H14に地区指定）」 ・概要：本地区の基準容積は1300%だが、都市再生特別地区指定として230%割増（内、東京駅の未利用分は130%）
7 大学設置	大阪では都心部に大学が少ない	大学設置基準（文科省告示） ※工場等制限法	・大阪市内大学数(H24)：11校 【過去の規制】 工場等制限法（2002年廃止）で大学の新增設が制限されていたため、大学が郊外に移転。そのため都心部での大学立地件数が減った。 ・高層ビル大学：大阪工業大学 梅田キャンパス (大阪市北区、22階建て、2016年秋完成予定) 【規制内容等】 大学設置基準で、校地面積として学生1人あたり10㎡で算定した面積を求めるなどの基準があるため、高層ビルのみ大学は認められない	・東京23区内大学数(H24)：94校 ・高層ビル大学：法政大学 市ヶ谷キャンパスなど (東京都千代田区、27階建て) 【規制内容等】 ・大阪と同じ